

広川町要綱第20号

広川町結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、婚姻に伴う新生活の経済的不安の軽減を図り、もって婚姻数の増加及び少子化対策の推進を図るため、当該新生活のための住居の確保、引越し等に要する費用に対し、予算の範囲内で広川町結婚新生活支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、広川町補助金等交付規則（平成12年広川町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に婚姻した夫婦の世帯をいう。
- (2) 住居 新婚世帯が婚姻を機に居住し、又は居住しようとする住宅をいう。
- (3) 住居費 次に掲げるものをいう。

ア 住居の購入又は建築に要する費用であつて、次のいずれにも該当すること。

(ア) 売買契約又は工事請負契約が婚姻の日（婚姻届を提出し、又は受理された日をいう。以下同じ。）の1年前の日以後に締結されたものであること。

(イ) 売買契約又は工事請負契約の名義人が夫婦の双方又は一方であること。

イ 住居の賃借に要する費用（賃料及び共益費（夫婦が当該住居において同居している期間のものに限る。）のほか、敷金、礼金、保証金、仲介手数料その他これらに類する費用を含む。）であつて、その賃貸借契約の名義人が夫

婦の双方又は一方であるもの。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合にあつては当該住宅手当に相当する費用を除く。

ウ 住居のリフォームに要する費用（倉庫、車庫等の工事に係る費用及び門扉、フェンス、植栽等の外構の工事に係る費用並びに家庭用電気機械器具の購入に係る費用は除く。）であつて、次のいずれにも該当するもの。

（ア） 工事請負契約が婚姻の日の1年前の日以後に締結されたものであること。

（イ） 工事請負契約の締結時点において夫婦の双方又は一方の住民票上の住所がある住居について行うリフォームであること。

（ウ） 工事請負契約の名義人が夫婦の双方又は一方であること。

(4) 引越費用 住居への引越しに直接要する費用（運輸支局長に対し貨物軽自動車運送事業の届出をした者又は一般自動車貨物運送事業について運輸局長の許可を受けた者への支払に限る。）をいう。

(5) 貸与型奨学金 公的団体又は民間団体から、学生の修学又は生活のために貸与された資金をいう。

（交付対象者）

第3条 補助金は、次に掲げる要件を全て満たす夫婦の一方に対し交付するものとする。

(1) 婚姻の届出後、夫妻ともに本町の住民基本台帳に記録されており、現に町内において生活を営んでいること。

(2) 婚姻の届出後1年以内に第5条第1項に規定する補助金認定申請を行い、同条第2項に規定する認定の通知又は第7条に規定する交付決定の通知を受け、当該婚姻を継続していること。

(3) 夫婦ともに婚姻の日における年齢が39歳以下であること。

(4) 夫婦及び同一世帯に属する者が、広川町暴力団排除条例（平成23年広川町条例第8号）に規定する暴力団員等であると認められる者又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

- (5) 夫婦及び同一世帯に属する者が、町税（転入前の住所地を含む。）を滞納していないこと。
- (6) 夫婦ともに過去に本要綱による補助金（他の地方公共団体による同趣旨のものを含む。以下同じ。）を受けたことがないこと（申請する夫婦と同一の夫婦が過去に受けた本要綱による補助金の交付決定額の合計が第4条第2項に規定する補助限度額に満たない場合を除く。）。

（対象費用及び補助金の額）

第4条 補助金の対象となる費用は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに支払った住居費及び引越費用の合計額とし、その額に千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。

2 対象世帯ごとの補助金の額は、次の各号に掲げる対象世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 婚姻の日における夫及び妻の年齢がいずれも39歳以下である対象世帯（次号に規定する対象世帯を除く。） 30万円
- (2) 婚姻の日における夫及び妻の年齢がいずれも29歳以下である対象世帯 60万円

（交付対象者の認定）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、前年度に本要綱に規定する交付決定の通知を受けている者を除き、広川町結婚新生活支援事業補助金認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 広川町結婚新生活支援事業補助金誓約書兼確認書（様式第2号）
- (2) 婚姻の日を記載した戸籍謄本又は婚姻に係る受理証明書
- (3) 住所地を確認できる本人確認書類等の写し
- (4) 夫婦それぞれの申請日の属する年度又はその前年度の所得証明書
- (5) 貸与型奨学金の返済を確認できる書類の写し（貸与型奨学金を返済している場合に限る。）

2 町長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、認定の可否を決定のうえ、広川町結婚新生活支援事業補助金交付対象者認定通知書（様式第3号）により申請者に対して通知するものとする。

（交付の申請）

第6条 申請者は、補助金の対象となる経費について、広川町結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請するものとする。

(1) 住民票の写し（前年度に本要綱に規定する交付決定の通知を受けており、かつ、住所地に変更のない者を除く。）

(2) 第4条第1項に規定する経費を支払ったことが確認できる領収書等（他の公的制度による金銭の交付に用いたもの及び契約書等により契約内容が確認できない住居費を除く。）

(3) 夫婦それぞれの完納証明書又は納税証明書

(4) 次のア及びイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア及びイに定める書類

ア 住居について住宅手当等が支給されている場合 住宅手当等の支給が確認できる書類

イ 地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援対象となる場合 地域優良賃貸住宅の支援に係る部分の確認ができる書類

(5) 広川町結婚新生活支援事業補助金交付対象者認定通知書の写し

(6) その他町長が必要と認める書類

（交付の決定等）

第7条 町長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、交付の可否を決定のうえ、広川町結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、補助金の交付を請求しようとするときは、広川町結婚新生活支援事業補助金交付請求書（様式第6号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の請求があつたときは、交付決定者に補助金を支払うものとする。
（交付決定の取消し）

第9条 町長は、交付決定者が虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたと認められるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

（補助金の返還）

第10条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。